

～「精華町男女共同参画計画＜後期施策＞」(案)の主な改正点について～

①平成 27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が成立し、地方公共団体は、推進計画の策定が努力義務となりました(第 6 条第 2 項)。

そのため、今回の計画の見直しにあたり、「精華町第 2 次男女共同参画計画＜後期施策＞」に推進計画としての位置づけを持たせます。

P 1 の「見直しの趣旨」及び P 2 の「計画の位置づけ」に記載

P 14 及び P 25～26 の基本方針「5.男女が働きやすい環境の整備」に記載

②性の多様性に対する社会的関心が高まっていることから、L G B T 等性的少数者や、今後増えていく外国人にも配慮した計画とします。

P 1 の「見直しの趣旨」に記載

P 12 の「施策の柱」「I 男女共同参画の人づくり」に記載

P 15 及び P 28 の基本方針「6.誰もが安心して暮らせるまちをつくる」に記載

③現計画の具体的な取り組みの目標及び指標の目標値が平成 31 年度のものであることから、関係各課と調整した 5 年後の新目標値を記載します。

P 44 の「3.計画の数値目標」の目標値の訂正

④平成 31 年 4 月の役場組織・機構の改正等により名称等を変更します。また、目標達成のための取り組み等について修正、削除、追加し、文言等を統一します。

P 17～42 の第 4 章「計画の内容」の修正等

※改正箇所については、赤字表記にし、①②については黄色の下線を引いています。